

令和6年度

新型コロナワクチン接種のお知らせ

令和6年度の新型コロナワクチン接種は、個人の重症化予防による重症者を減らすことを目的に、**定期接種**^{*1}として実施します。

ワクチン接種は強制ではありません。ワクチンの効果と副反応の双方について理解し、ご自身の意志に基づいてご判断ください。

(※1)予防接種法に基づき市町村が実施する予防接種

接種時期	令和6年10月～令和7年3月		
定期接種の対象となる方	広尾町に住所を有する方で、 ①② のいずれかにあてはまる方 ① 65歳以上の方 ② 60歳から64歳の方で、一定の基礎疾患 ^{※2} を有する方 (※2)心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身の回りの生活を極端に制限される方や、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方(身体障害者手帳1級程度)		
接種料金 (自己負担額)	1回 3,000円 (生活保護世帯の方は自己負担額無料)		
接種可能な 医療機関 ・ 予約方法等	医療機関名	電話番号	予約方法等
	広尾町国民健康保険病院	2-3154 2-3113	インターネット予約 または 電話予約
	広尾ファミリークリニック	2-2700	電話予約 または 窓口予約 ※日時等はお問い合わせください。
	大樹町立国民健康保険病院	6-3111	予約不要 ※日時等はお問い合わせください。
	森クリニック	6-5811	電話予約 または 窓口予約
持ち物	大庭医院	6-3174	窓口予約 ※1週間前までに来院にてご予約ください。 ※電話はお控えください。
	※上記以外の医療機関で接種した場合は、お問い合わせください。		
持ち物	すべての方が必要な書類 ※予診票は各医療機関で配布します。		
	● 本人確認書類(健康保険証や運転免許証など)		
	● 接種料金 3,000 円(生活保護世帯の方は無料)		
	該当する場合のみ必要な書類		
持ち物	● 身体障害者手帳(定期接種の対象となる方 ② に該当する方)		
	● 生活保護受給証明書(生活保護世帯の方)		

※定期接種の対象とならない方は、任意接種(全額自費/16,000円程度)として接種が可能です。
直接、医療機関にお問い合わせください。

裏面もご覧ください

新型コロナワクチンQ&A

(「新型コロナワクチンQ&A | 厚生労働省」より一部抜粋)

Q. 新型コロナワクチンの接種にはどのような効果がありますか。

A. 新型コロナワクチンには、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

Q. ワクチン接種後に新型コロナウイルスに感染することはありますか。

A. ワクチンを接種して免疫がつくまでには1～2週間程度かかり、免疫がついても発症を予防する効果は100%ではありません。また、時間が経過すると発症予防効果は低下することが知られており、こうした効果の持続期間についても留意する必要があります。

Q. これまでに認められている副反応にはどのようなものがありますか。

A. 新型コロナワクチンの主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。

各ワクチンの主な副反応

発現割合	コミナティ (ファイザー社)	スパイクバックス (モデルナ社)	ヌバキソビッド (武田社)	ダイチロナ (第一三共社)
50%以上	接種部位の痛み、疲労、頭痛	接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛	接種部位の痛み、疲労、頭痛、筋肉痛	接種部位の痛み、倦怠感
10～50%	筋肉痛、悪寒、関節痛、下痢、発熱、接種部位の腫れ	関節痛、悪寒、吐き気・嘔吐、リンパ節症、発熱、接種部位の腫れ、発赤・紅斑	倦怠感、関節痛、吐き気・嘔吐	接種部位の熱感・腫れ・紅斑など、頭痛、発熱、筋肉痛
1～10%	吐き気・嘔吐	接種後7日以降の接種部位の痛みなど	発熱、接種部位の腫れ、発赤・紅斑	接種後7日以降の接種部位の痛みなど、リンパ節症、発疹

頻度としてはごくまれですが、ワクチンの接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。mRNAワクチン(ファイザー社及びモデルナ社のワクチン)接種後については、高齢者よりも思春期や若年成人に、女性よりも男性に、より多くの事例が報告されています。これまでの報告状況をふまえ、心筋炎や心膜炎の典型的な症状としては、ワクチン接種後4日程度の間に、胸の痛みや息切れが出ることが想定されます。こうした症状が現われた場合は速やかに医療機関を受診することをお勧めします。

Q. 副反応による健康被害が起きた場合の補償はどうなっていますか。

A. 健康被害が定期接種として行われた予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。任意接種による健康被害については、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。

新型コロナワクチン接種に関する問い合わせ

広尾町健康管理センター ☎01558-2-5122

新型コロナワクチンについて(厚生労働省)

